

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成21年11月17日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇の次の文書 平成22年度・平成23年度岡山県建設工事入札参加資格申請書及び添付資料全て（就業規則含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書を、以下のように特定した。

〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可〇〇〇〇〇〇）の次の文書

平成22年度・平成23年度岡山県建設工事入札参加審査申請書及び添付資料

その上で、実施機関は、当該文書のうち、

（ア）納税証明書（県税）のうち証明事項

（イ）納税証明書（消費税）のうち証明事項

（ウ）納税証明書（〇税）のうち証明事項

（エ）〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち

①共済契約成立年月日

②共済契約者番号

③直前決算日における被共済者数

④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数

⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額

⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額

⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額

（オ）加入証明書（〇〇〇〇〇〇共済）のうち共済契約者番号及び契約成立年月日

（カ）労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号

を条例第7条第3号を理由として非開示とし、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成22年1月4日に、実施機関に対して異議申立てを行った。

- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成22年1月7日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消（破棄）して上記公文書の開示決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による裁量的開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 非開示部分について

(ア) 納税証明書（県税）のうち証明事項、(イ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項、(ウ) 納税証明書（〇税）のうち証明事項、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち①共済契約成立年月日、②共済契約者番号、③直前決算日における被共済者数、④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数、⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額、⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額及び⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額並びに(オ) 加入証明書（〇〇〇〇〇〇共済）のうち共済契約者番号及び契約成立年月日並びに(カ) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号

これらは会社の営業、労務管理に関する情報であり会社規模の判断材料や経営の状況を推測させるものであるので、公にすることにより、競争する他企業にとって有利な情報となることから、競争上の不利益を生じると判断し非開示とした。

- 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、社会正義実現、社会秩序の維持、公共の福祉向上のため、全部開示を求めているが、非開示情報は個人情報や公共機関等が証明した会社固有の情報等であり、非開示により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、〇

〇〇〇〇〇（岡山県知事許可〇〇〇〇〇〇）に係る平成22年度・平成23年度岡山県建設工事入札参加審査申請書及び添付資料である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書において事業活動情報として非開示とされているのは、(ア) 納税証明書（県税）のうち証明事項、(イ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項、(ウ) 納税証明書（〇税）のうち証明事項、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち①共済契約成立年月日、②共済契約者番号、③直前決算日における被共済者数、④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数、⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額、⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額及び⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額、(オ) 加入証明書（〇〇〇〇〇〇共済）のうち共済契約者番号及び契約成立年月日並びに(カ) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号である。

実施機関は、これらは会社の営業、労務管理に関する情報であり会社の規模の判断材料や経営の状況を推測させるものであるので、公にすることにより、競争する他企業にとって有利な情報になることから、競争上の不利益を生じると判断し非開

示としたと説明する。

(ア) 納税証明書(県税)のうち証明事項、(イ) 納税証明書(消費税)のうち証明事項及び(ウ) 納税証明書(〇税)のうち証明事項は、当該法人の財務経理に関するものであり、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち①共済契約成立年月日、③直前決算日における被共済者数、④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数、⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額、⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額及び⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額並びに(オ) 加入証明書(〇〇〇〇〇〇共済)のうち契約成立年月日は、当該法人の労務管理に関するものである。そして、これらはいずれも内部管理に属する情報であり、その性質上、経営の状況及び労務管理への取組を推測させる情報を含むものであるから、公にすることにより、当該法人の事業運営に不利益を与えるものであると認められる。

また、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち②共済契約者番号、(オ) 加入証明書(〇〇〇〇〇〇共済)のうち共済契約者番号及び(カ) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号は、当該法人にとって固有の番号であることから、第三者がそれらの番号と〇〇〇〇〇〇共済事務局、〇〇〇〇〇〇共済事務局及び労働基準監督署等が保有する情報とを照合することにより、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を不当に知り得るおそれがある。したがって、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち②共済契約者番号、(オ) 加入証明書(〇〇〇〇〇〇共済)のうち共済契約者番号及び(カ) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号は、公にすることにより、当該法人の事業運営に不利益を与えるものであると認められる。

よって、本件対象公文書における(ア) 納税証明書(県税)のうち証明事項、(イ) 納税証明書(消費税)のうち証明事項、(ウ) 納税証明書(〇税)のうち証明事項、(エ) 〇〇〇〇〇〇共済事業加入・履行証明書のうち①～⑦欄、(オ) 加入証明書(〇〇〇〇〇〇共済)のうち共済契約者番号及び契約成立年月日並びに(カ) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記(1)において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見あたらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 1 月 7 日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年 2 月 22 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年 4 月 21 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成23年11月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年12月 9 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成24年 2 月 17 日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成24年 3 月 23 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年 5 月 18 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成24年 7 月 20 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	